

公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福岡県シルバー人材センター連合会(以下「連合会」という。)定款第7条に定める会費に関し、必要事項を定める。

(会費の額)

第2条 会員が一事業年度に納入すべき会費の額は、別表に定めるところによる。
ただし、理事会で承認を得た場合には、減額することができる。

(納入期限)

第3条 会費は、毎年1回6月末までに納入するものとする。
2 会員が年度途中で加入した場合には、加入後2ヵ月以内に納入するものとする。

(会費の用途)

第4条 会費は、その50%から80%以内を高齢者の多様な雇用・就業及び社会参加活動の機会を確保・提供すること及び高齢者の労働能力の活用を図ること並びにこれらの事業を推進することを目的とする公益目的事業の事業費に、他は法人会計の管理費に使用するものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、理事会で決める。

附 則

- 1 平成5年度は、第3条第1項の規定にかかわらず納期を5月末とする。
- 2 この規程は、協議会設立のあった日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成9年1月8日から施行する。
- 2 平成8年度において、社団法人福岡県シルバー人材センター協議会に納入した会費は、連合会の平成8年度の会費とみなす。

附 則

この規程は、平成11年9月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年3月21日から施行する。

附 則

この規程は、公益社団法人設立の登記の日(平成23年6月1日)から施行する。

附 則

この規程は、平成24年1月16日から施行し、平成23年6月1日から施行する。

ただし、公益社団法人事業開始初年度においては、社団法人福岡県シルバー人材センター連合会平成23年度(平成23年4月1日から平成23年5月31日まで)を含め一事業年度とする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。